



江藤淳

海は甦える

第二部

海は甦える

第二部

江藤淳

海は甦える 第二部

一九七六年二月十日第一刷

一九八五年八月一日第二十刷

定価はカバーに表示してあります

著者 江藤淳

発行者 西永達夫

発行所 株式会社文藝春秋

東京都千代田区紀尾井町三―二三

印刷所 精興社

製本所 矢嶋製本

万一落丁乱丁の場合はお取替いたします

海は甦える

第二部

著者自装

明治二十八年（一八九五）三月十九日、ついに清国は媾和使節として、とっておきの大物を送りこんで来た。この日の早朝、李鴻章が、天津からの直航船に乗って下関に姿をあらわしたのである。一行は、頭等全權大臣李鴻章、参議李経芳以下百二十五名、そのなかには、かねてから伊藤首相とも面識のある李の腹心伍廷芳も、随員として加わっていた。

これよりさき、一月三十一日に、張蔭桓と邵友濂の両名が媾和使節に任じられて広島に来たとき、全權委任状の形式が不備だという理由で、伊藤と陸奥が交渉にはいるのを拒絶したことについては、すでに記した。

実はこのとき、伊藤首相は、媾和の時期いまだ熟せずという判断に傾いていた。国内の民心は戦勝に酔い、張や邵のような小物を派遣して来たことからみても、清国側の真意もはかりがたい。こういう時期に軽々しく交渉を開始して、手の内を見せてしまえば、かえって列国の干渉を誘発するおそれがある、というのである。

「だいたい、清国がその使臣にあたえる『全權』というものは、國際公法にいわゆる『全權』とは、符合しない例が多いのではないだろうか？」

と、伊藤は陸奥外相に質問した。陸奥は手を打って、宿痾しゅこにくぼんだ眼を輝かせた。

「まことにその通りです。それなら彼らが携行する全權委任状を嚴重に吟味し、もし國際公法上の慣例に合致しないところが一点でもあれば、会談にはいるのを拒絶することにいたしましょう。そうすれば、媾和条件を洩らさずにすみますし、もっと大物を引っぱり出すこともできます」

こうして、翌二月一日、広島県庁で日清兩國全權が会合してみると、清国使臣は果せるかな國際公法上妥當な全權委任状を帶同していなかった。

ここぞとばかり、伊藤と陸奥が氣脈を通じて、会談をぶちこわしにかかったのはいうまでもない。張と邵の兩使は、はかばかしい反論もできぬまま長崎に退去して便船を待つことになり、第一回日清媾和談判は不調に終ったのである。

しかし、このとき、退出しようとする清国使節団のなかから、伊藤は顔なじみの伍廷芳を呼びとめて、声をかけた。伍は、元來李鴻章の幕下で、伊藤が明治十八年（一八八五）天津条約の締結に使して以來の知己である。伊藤は伍にいった。

「足下が帰国されたら、李中堂にしかと御伝言いただきたい。今般われわれが清国使臣と談判を継続することを拒否したのは、決して日本国が乱を好み治を惡にくむからではない。われわれは、兩國のため、とりわけて清国のために、一日も早く平和を回復することを肝要と考えるものである。した

がって、もし清国が真に平和を希望し、正当な資格を有する全権を命ずるのであれば、談判再開を躊躇するものではない。元来清国には、さまざまな慣例や旧習があって、北京政府が万国の慣例に倣うことが容易ではない事情は承知している。しかし、この際こそは、清国が国際公法上の常規によって、事柄を処理されることを切望する。私は、足下とは天津以来の旧交があるので、いささか気持を述べてみた次第だ。あえて清国使臣に対して、公言すべきかぎりでないことは勿論である」

伍は、この言葉に対して直ちに謝意を表し、声をひそめて反問した。

「閣下の御真意を、誤って李中堂に伝えることになってはいけませんので、うかがっておきませんが、閣下は今回渡来した清国使臣の官位名望について、故障をいだいておられるのではないのでしょうか？」

「いや、元来わが政府は、正当な全権委任状を携行する人物でありさえすれば、なんら相手の選り好みをするものではない」

と、伊藤はいった。

「しかしながら、その人の爵位名望が高ければ高いほど、談判に好都合であることはいうまでもない。もし清国政府に、高爵高官の人を全権大臣として日本に派遣するのが無理なような事情があるのなら、われわれが清国に使用するのも可能である。たとえば恭親王、あるいは李中堂のような人が、全権に任命されることになれば、すこぶる好都合と思われる。なんとすれば、談判の結果が一片の空文にとどまるようでは無意味だからだ。かならずこれを実行できる実力者を相手にして話をしなければならぬ」

李鴻章が、自ら和を講ずるために下関に乗り込んで来たのは、このようないきさつからである。

李は、張・邵兩使が来日する前、すでに明治二十七年（一八九四）十二月十六日に、天津海關稅務司のドイツ人デトリングを神戸に派遣し、伊藤首相に面会を求めさせて講和条件を聞こうとしたことがあった。しかしデトリングは、このときも資格不明を理由に伊藤に面会を拒まれ、要領を得ないままに帰途につかざるを得なかった。

この経緯を見れば、李が一貫してわが国の講和条件を知ろうと焦慮していたことは明白である。講和条件が公開されれば、これを列国に訴えてその干渉を誘導することも可能である。李は明らかに、列国の日本に対する嫉妬しつとに望みを託していた。そして、この干渉こそ、伊藤と陸奥がなにを措いても阻止しなければならぬことであった。

一方、欧州列強は、早くから日清間の戦局の展開に注目していた。東方問題に多年の経験を誇る英国は、すでに明治二十七年（一八九四）十月初旬、露・独・仏・米などの諸国に対して、戦争終結の条件についての商議を開始していた。

イタリアもこの直後に英国の意向を反映して、戦線の拡大に反対であり、朝鮮の独立と軍費償還を条件として早期講和を実現することが望ましい旨を、在伊の高平小五郎公使に伝えて来ていた。

英国首相ローズベリー伯爵の提唱にかかわるこの居中調停きょちゅうてうていが失敗に終わったのは、ロシアの態度がすこぶる明確を欠いたためである。在東京のロシア公使ヒトロヴォーは、陸奥外相に向って空うそ

ぶいた。

「英国の提案は主意が空漠としていて、お国としてもさぞ返答にお困りでしょう」

ヒトロヴォーだけではない。在ペテルブルグの西徳二郎公使が、病氣見舞にことよせて外務大臣のロバノフを訪れた際、英国提案についてのロシア側の反応を打診すると、ロバノフはいかにも好意的にとぼけてみせた。

「清国がまだ直接日本に和を乞わず、日本政府も媾和条件を明示していないのに、干渉をおこなうのはちと時期が早すぎましよう。英国は日本が勝ちすぎて、清国そのものが崩壊してしまうのを恐れているのです。これについてはロシアも多少の利害がないとはいえませんが、いましばらく事態の推移を静観したいと思います」

ベルリンにある青木周藏公使夫人エリザベートは、ドイツ貴族の令嬢で、カイザーの信任がことのほか厚かった。そのために、青木公使はしばしばカイザーと密談する機会にめぐまれたが、明治二十八年（一八九五）一月末のある日、カイザーが青木にいった。

「英国が清国の歛心を得ようとし、ロシアが日本の歛心を得ようとしているのは、君、いずれも笑止千万の話じゃないか」

このカイザーの冷評を、青木は、早速一月三十一日付で陸奥に電稟して来た。陸奥はこのとき、首鼠兩端を持っているロシアの外交姿勢の老獪さを、はっきりと見てとったように感じていた。

結局、陸奥は、かつて彼が公使として在勤していた米国の誠意以外には信ずべきものはない、と

いう心境になっていた。『蹇蹇録』に、彼は記している。

《日清兩國の間、八閏月に互りたる戦争を息止すべき端緒は、米國に由て啓かれたり。欧州強國は互に縦横連合の策を講じ、弱肉強食の欲を遏くせむとする最中に於て、新世界の中央に建国して常に社會一般の平和を希望する外、決して他國の利害に干渉せざる政綱を主持する米國は、近日東方問題に關し欧州強國の形勢甚だ危険なるを見て、遂に日清兩國に對し、友誼的仲裁を爲すに至れり。《即ち明治二十七年十一月六日を以て、在東京米國公使ダンは、本國政府の訓令を余に傳達せり。其概要に曰く、

《痛歎すべき日清兩國間の戦争は、毫も亜細亞州に於ける米國の政略を危殆にするものに非ず。兩交戰國に對する米國の意向は、不偏不黨友交の情を重じ、中立の義を守り、兩國の好運を希望するに外ならず。然れども、若し戰鬪弥久、日本軍の海陸進攻を制するの道なきときは、東方局面に利害の關係ある欧州強國は、遂に日本國將來の安固と康福とに不利なる要求を爲し、以て戦争の終局を促すに至るやも計り難し。米國大統領は從來日本國に對し、最も深篤の好意を懷く故に、倘し東方平和の爲め日清兩國均しく名譽を毀損せざる様仲裁の勞を執らむとせば、日本政府は之を承諾するや否やを聞き合はすべし。

《とあり。米國政府の意思公平無私なるは疑ふべからず》

十一月十七日、表向き日本政府は、米國の厚意に深謝しながら時期尚早の旨を回答したが、そのとき陸奥外相は、口頭でダン公使に對し、もし清國側から媾和の端緒を開いて来た場合には、米國の尽力に期待するという意向を伝えた。

張・邵兩使節も、李鴻章も、デトリングでさえも、いずれもこの米國大統領の調停提案をいとぐちとして、来日するはこびになったのである。

在北京のデンビー米國公使から在東京のダン米國公使を經由して、李鴻章来日の報がもたらされたのは、明治二十八年（一八九五）三月十四日である。

陸奥外相は、この電報を確認すると、直ちに東京を發つて広島に赴いた。彼が伊藤首相とともに再度全權弁理大臣の大命を拝したのは、三月十五日である。陸奥は、三月十七日の夜広島を出發し、翌十八日には下関に到着して、李鴻章の一行を待ち受けた。伊藤は一日遅れて三月十九日の早朝、李とあい前後して宇品うじなから海路下関に着いた。

陸奥はこのときまでに、激務の連続から肺患を昂進させて、憔悴しょうすいの極にあつた。彼は、ほとんど氣力だけで自分を支えているといつてもよかつた。その陸奥の傍には、影の形に添うごとく、忠実な秘書官中田敬義がつき添っていた。

しかし、体力の消耗と逆比例して、陸奥の頭腦は冴えわたっていた。それは、陸奥が原敬と語つたあの『一瞬前』の先手を求めて、かつてないほど活潑に回転し、そのことによって残り少い陸奥の生命の火を一層熾烈しれつに燃していた。

ふりかえつて思えば、媾和条件の策定が、まず並大抵の仕事ではなかつた。海軍は最初から遼東半島にはあまり関心を示さず、それよりは台灣全島の割譲を強く求めていた。遼東半島がどうして

も必要だというなら、これを一旦朝鮮に領有させ、わが国は朝鮮から租借すれば足りるというのである。

これに對して、陸軍部内では、流血によって占領した遼東半島の戰略的価値は、台灣とは比較にならないという意見が、大勢を占めていた。この地は朝鮮の背後の抑えとなるばかりでなく、北京の咽喉を扼す要衝であり、國家百年の大計からしても是非とも領有しなければならぬといふのである。

海軍の台灣領有論が、列國の干涉を予想した山本權兵衛などの慎重論を反映していたのに對して、陸軍の遼東半島への関心が、山縣の政治哲學を根柢にしていたことは、つけ加えるまでもない。その半面財政當局は、領土割譲にはほとんど関心を示さず、ひたすら償金の多からんことを願っていた。

在歐のわが外交官の具申して來た媾和條件案も、さまざまであつた。在ベルリンの青木周藏公使は、明治二十七年（一八九四）十一月二十六日、本省に電稟して次のような私案を示して來た。

《一》清國ハ朝鮮ニ對スル主權ヲ拋棄シ、日本國之ニ代ハルコト。

《二》盛京省及露國ト境ヲ接セザル吉林省ノ大部並ニ直隸省ノ一部ヲ日本國ニ讓与シ、以テ清韓兩國間ニ凡五千平方哩ノ中間地ヲ作り、我が將來亜細亞ニ於テ威權ヲ專ラニスル為メ、軍機上ノ根柢地ヲ設クルコト。

《三》償金ハ英貨壹億万磅^{ポンド}トシ、其一半ハ金貨ニテ払ヒ、残り一半ハ銀貨ニテ十ヶ年賦ニテ払フコト。

ト。

(四) 償金支払済迄ハ東經百二十度以東ニ在ル山東省ノ一部、威海衛及其砲臺共ニ日本軍ニテ之ヲ占領スベシ。駐兵費ハ清國之ヲ支弁スベシ。但シ該兵員ハ最初五ヶ年ハ一万五千人爾後ハ一万人ヲ超過セザルコト

これにつけ加えて、青木は、「欧州ノ世論ハ欧州ノ利害若クハ清國ノ存亡ニ影響セザル限ハ、如何ナル条件ニモ異存ナカルベシ」という自信たつぷりの觀測を送つて來てもいた。

對照的に、ペテルブルグに在る西德二郎公使の意見は、ロシアの動向について注意周到をきわめていた。

西によれば、遼東半島の讓与、ことにその朝鮮國境に接近する部分の讓与は、到底ロシアにとって黙視しがたい条件となるだろうという。そうであれば、ロシアの反應を見越して、清國にむしろはじめから巨額の償金を要求し、その担保として遼東半島を占領するといふかたちをとるなら、ロシアといへども敢て容喙ようかいしないであらう、というのである。

陸奥は、本能的に西が正しいと感じ、青木の提案に危険なものを感じていた。しかし、青木は陸奥の先任者であり、外交官としての経歴も陸奥よりははるかに長い。それに、陸奥には、青木の推挽たんを受けて山県内閣の農商務大臣に就任したという恩義もある。対立を表面にあらわすわけにはいかなかったが、陸奥の心は急速に青木から離れざるを得なかった。

不思議なことに、彼の心はむしろ谷干城たてきに傾いていた。谷子爵は、伊藤に長文の私信を寄せ、一

八六六年の普墺戦争の故事を引用して、割地の要求は将来日清兩國の友好の妨げになるから見合わせるべきだと極論していたのである。

「谷子爵の意見は、いわば万緑叢中紅一点ともいうべきものだ」

と、陸奥は中田秘書官にいった。

「『対外硬派』の代議士たちが唱えている支那分割案などは、どれもこれも正気の沙汰とは思われない。そのなかで、よく独自の見解を述べられたのは、論の当否はともかく、一見識というべきだ」

中田秘書官は、やや意外そうな面持で肯いた。

「しかし、中田君。谷子爵といえどもこれを公表する勇氣はないのだな」

陸奥は、例の謎のような微笑を口許に浮かけていた。

「私信のかたちで総理に意見具申をするだけではなく、新聞にでも発表して、大いに割地反対の論陣を張ってくれると助かるのだがね」

外相は瞑目した。

「谷子爵ですら、あえて意見の公表ができない。いわんやその他碌々の輩においてをやだ。時流だな、中田君。おそるべきは時流だ。ベルリンの青木公使すら、この時流の狂瀾に流されようとしている」

陸奥の唇は、いつの間にかへの字に歪んでいた。

このように、諸説紛々たるなかで、陸奥は伊藤と計って、ひそかに媾和条約案の起草を進めていた。朝鮮独立の件、土地譲与の件、軍費賠償の件、清国における日本国民の通商航海の便益の件などを含む十カ条の条約案が御裁可になったのは、明治二十八年（一八九五）一月二十七日、広島大本営においてである。

しかし、すでに述べたように、この条約案は直後に来日した張蔭桓・邵友濂の両使には示されなかった。それは、李鴻章を待って、陸奥の筐底きょうていに深く秘められていた。

明治二十八年（一八九五）三月二十日午後三時、李鴻章は随員十一名を従えて、轎輿きやういで会談の場所に定められた春帆楼しゅんぱんろうに入った。

伊藤・陸奥の両全権は、直ちに李全権と全権委任状を交換して査閲し、それが完全なものであることを確認しあった。冒頭で、李は一つの覚書を取り出し、媾和談判を開始する前に休戦を実現することを要求した。これに對して、わが方は、翌日回答することを約束した。これだけで、第一日目の実質的会談は終った。

李鴻章は、古稀を超える老齡にもかかわらず、すこぶる豐饒かふじやくとしていた。かつて曾國藩が、「その容貌詞令以て人を圧服するに足る」と李を評したのもむべなるかなと思われるほどである。しかし、その言辭はきわめて丁寧で、つとめて日本側の同情を惹こうとしてるように見えた。

会談のあとで雑談にはいると、李は伊藤と陸奥の年齡をたずねた。伊藤が五十五歳、陸奥は五十二歳だということを知らると、李は長嘆息してみせた。